

令和4年2月18日発行・東京地方裁判所民事第20部即日面接係

申立代理人の皆様へ



即日面接通信 vol. 28

管財事件への移行率大幅に上昇！！

【今回の即日面接通信の概要】

今回は、令和3年11月の1か月間、申立代理人が同時廃止を希望したものの、即日面接の結果、管財事件相当とされた事案について、その原因を分析しました。以下、その結果を紹介します。

なお、これまでの分析については、即日面接通信 vol.5、vol.8、vol.10、vol.15～17、vol.19、vol.21、vol.23～25、vol.27をご参照ください。

即日面接制度は、弁護士である申立代理人によりあらかじめ資産、負債及び免責不許可事由の存否について十分な調査が行われていることを前提に、面接の場で同時に同時廃止事件と管財事件とを振り分ける手続であり、弁護士である申立代理人に対する信頼を基礎としているものです。

しかしながら、今回の分析において、同時廃止を希望しながら管財事件相当とされた事件の割合は、概数として、その半分近くである約41.06%であり、令和2年11月（約20.2%）と比較すると倍以上となっております。

また、令和3年1月から同年12月までの年間平均でみても、34.06%と令和2年（約22.6%）と比較しても非常に高い状態となっています。

なお、当部においては、これまでの管財事件と同時廃止事件の振り分け基準を厳格にする方向で変更したことはありませんし、即日面接における上記の振り分けが基準に従い適切に判断されているかについては、裁判官全員で日々継続的に確認しています。そのため、振り分け基準が必要以上に厳しく運用されているということはありません。

管財事件への移行原因として最も多いのは、昨年に引き続き債権の有無及び

債権の回収可能性並びに通帳等の調査不足となっています。破産法216条1項は、同時廃止の要件を「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるとき」と定めているところ、当庁では債務者に20万円以上の資産（現金は33万円以上）がないことが明らかであるといえない場合には、上記の「不足する」との要件を認めない取扱いとなっています。したがって、20万円以上の資産があると疑われるにもかかわらず、これを払しょくするための調査がされていない場合には、同時廃止として処理することはできません。

また、①明らかに20万円以上の資産が存在する、②あるいは負債総額が相当高額であるにもかかわらず、使途についての調査が不十分（例えば、前回の調査（令和2年11月に実施）では、負債総額1000万円以上であるにもかかわらず同時廃止を希望して管財事件に移行した事件数は11件であったのに対し、今回の調査では19件に上り、その中には負債総額が1億円を超えるものも2件ありました。）、③元法人の代表者であるなど、管財事件となることがほとんど明らかであると思われる事案について、あえて同時廃止を希望して申し立てられる例も見受けられます。

法律上、債務者には「同時廃止の申立権」は存在せず、裁判所の判断によって管財事件となり得ること、その場合には引継予納金として最低20万円が必要となることを、あらかじめ債務者本人に十分に説明しておらず、そのため予納金の納付が円滑になされず、管財手続の進行に支障を來す事案が少なくないことも、昨年と同様の傾向であり、このような状況が続くことは、申立代理人に対する信頼という即日面接制度の根幹を搖るがしかねません。

申立代理人の皆様には、事前の調査を十分に尽くすとともに、管財事件相当の事案については当初から管財事件として申し立てていただくなど、事案に応じた適切な振り分けを今まで以上に行っていただきますよう、引き続き強くお願ひいたします。

同時廃止事件と管財事件の振り分けに関しては、『破産管財の手引 第2版』Q6～9をご確認ください。また、申立てに当たり、事前に調査すべき事項を「即日面接通信 vol.6」にまとめています（振り分けに関する現金の取扱いの変更についての「即日面接通信 vol.22」もご参照ください。）。

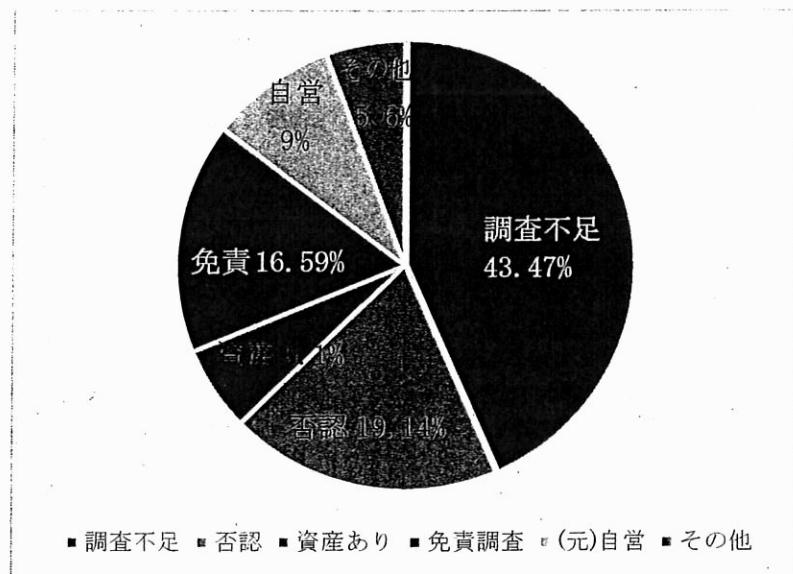
【令和3年11月の1か月間の分析】

破産申立て件数：670件（うち同時廃止希望：302件）

同時廃止希望のうち管財事件相当とされた事件は

124件（約41.06%）

※なお、算定の都合上、割合は概算になっています。



【管財相当とされた理由】

● 調査不足（43.47%、53.91件¹）

概要は次のとおりです。

- ・債権の有無、求償の可否及び債権の回収可能性の調査不足 17.66件
- ・通帳の調査不十分 17.25件
- ・使途の調査不足 9件
- ・債権者一覧表記載のほかに債権者がいる可能性あり 8.5件
- ・未介入の債権者あり 1.5件

申立て代理人の調査が不十分で、債務者に20万円以上の資産がないことが明らかであるとはいえない場合には、同時廃止要件（破産法216条1項）の認定ができず、同時廃止事件として処理することができませんので、事前に十分な調査をお願いします。

負債総額が大きいにもかかわらず、住宅ローンや奨学金等明らかな使途が見

¹ 主な移行理由が2つある場合は、0.5件、3つある場合には0.33、4つある場合には0.25として各理由に計上。

当たらず、漫然と生活費に費消した旨の説明しかできない場合は、財産調査が必要になることがあります。

また、従前と同様、通帳に関する調査不足も目立ちます。一般的に受任通知の発送は「支払の停止」に当たるため、受任通知発送の直前及び発送から申立てに至るまでの通帳の全ての履歴を精査して、その間の資産変動を確認し、全ての預貯金口座の通帳のコピーや取引明細を提出することが必要です。また、通帳は過去2年分を提出する必要があります。

債務者本人名義の入出金が通帳に記載されている場合には、別口座の存否を確認する必要がありますし、おまとめ記帳や合算記帳が通帳にある場合には、取引明細を取り寄せてその間の入出金を確認する必要があります（即日面接通信vol.6参照）。

加えて、多額・多数回の入出金履歴があるなど、疑義のある点について合理的な説明がない場合、管財人による調査が必要と判断される可能性がありますので、申立前の十分な調査をお願いします（即日面接通信vol.4-2参照）。

● 要否認調査（19. 14%、23. 74件）

概要は次のとおりです。

- ・偏頗弁済が問題となったもの 14. 91件
- ・無償行為否認が問題となったもの 8. 83件

否認対象となる行為がある場合には、これを資産として計上する必要があるため、申立てに当たっては、弁護士等による受任通知後の一
部債権者への弁済（給与天引き等を含む。）の有無やその額などを綿密に確認してください（即日面接通信vol.6参照）。

また、申立代理人の受任以前の別の弁護士等による受任通知や債務整理について検討を失念しているケースも散見されます。この際の受任通知は、任意整理のためのものにすぎないから支払停止に当たらない旨の主張がされることもありますが、現に支払を停止しているのであれば、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないことが黙示的に表示されているとみるのが相当であると考えられることが多いように思われます。任意整理が先行する事案では、偏頗弁済の有無・程度について調査を要します。

そのほか、親族等への援助も、その時期や額によっては無償行為否認の対象となり得ますので十分な調査が必要となります。

● 要免責調査（16. 59%、20. 58件）

概要は次のとおりです。

- ・浪費が問題となるもの 18. 58件
- ・詐術借入れが問題となるもの 1件
- ・前回の免責許可確定後7年以内の申立て 1件

破産管財人による免責調査を経た場合には、破産管財人に適切に情報を開示し、債権者への「情報の配当」の実現に協力したという破産手続中の事情や、破産者に経済的更生の可能性があるか否かといった事情も考慮されることになり、裁量免責が認められる可能性が高まります（即日面接通信 vol.4-3 参照）。そのため、免責不許可事由の存在が明らかで、その程度も軽微とはいえない場合や、免責に反対する債権者がおり、免責不許可を求める意見の申述が予想されるような場合には、破産管財人による免責調査を経るのが相当であると考えられますから、当初から管財事件として申立てていただきたいと思います。

なお、免責許可決定の確定等から7年以内の再度の免責許可申立てについては、免責調査の必要性が高いことから、管財事件として振り分けられる扱いです。このような場合も管財事件として申立てすることをお願いします。

● (元)自営業者 (9%、11. 16件)

概要は次のとおりです。

- ・現自営業者ではないが事業負債のあるもの 5. 5件
- ・事業性資産の有無又は清算関係の調査不足 5. 66件

自営業者は、事業の遂行に伴い資産や負債が形成されるのが通常であり、法人と同様に財産状況の把握が困難な場合が多いことから、現在も自営を継続している場合のみならず、既に廃業した元自営業者であっても、原則として管財事件として取り扱われます。

申立てに当たっては、法人と同様、自営の状況等について詳細な調査をお願いします（即日面接通信 vol.4-1 参照）。

● 資産あり (6. 1%、7. 58件)

20万円以上の資産（33万円以上の現金）がある事案は、同時廃止とできないことが明白であるにもかかわらず、管財事件に移行した事案の中でそれなりの割合を占めています。こうした資産がある事案については、当初より管財事件としての申立てを強くお願いします。

なお、平成29年4月1日から債務者保有の現金が「33万円以上」の場合は、管財事件として取り扱われています（即日面接通信 vol.22 参照）ので、重ねて注意をお願いします。

● その他（5. 6%、7件）

概要は次のとおりです。

- ・債務者が法人代表者（元代表者も含む。）であったもの 5件
- ・個別対応を要する個人債権者があったもの 1件
- ・負債額が多額で受任通知送付から申立てまでの期間が長いもの 1件

法人代表者（元代表者も含む。）は、法人に対する貸付金・設立費用に関する債権や株式等の資産を有していることが多く、法人の会計帳簿等を確認することを含めた資産調査が必要であることから、原則として管財事件として取り扱われます。

また、例えば破産手続が開始されることに反対の意向を示しているなど個別対応が必要な個人債権者がいる場合にも、その対応等のために管財事件として取り扱われることがあります。

多額の借入れをしている場合には、通常、当該借入れにより形成された資産が存在することが疑われ、債権者も、債務者に資産的な裏付けがあったからこそ多額の貸付けをしたといえますから、このような場合には、資産調査の必要性が一般的に高く、管財事件として取り扱われることがあります。

以上

当面の運用です。今後変更する可能性があります。

即日面接は電話が原則（即日面接通信 vol.26）

申立日（郵送申立ての場合は裁判所からの連絡日）及びその翌日から3営業日以内の面接時間帯（AM9:15～11:30、PM1:00～2:00）に、即日面接係（03-3581-3560）に電話し、電話面接希望の旨、事件番号及び債務者名をお伝えください。

免責審尋期日の時間を変更

三密を避けるため、下記のとおり、免責審尋の時間帯を従前より増やしています。

午前 10:10、10:30、10:50、11:10、

午後 13:30、13:50、14:10、14:30、14:50

免責審尋期日の場所を20部書記官室に指定する場合もありますので、出頭カードの出頭場所を必ずご確認ください。出頭については、即日面接時又は免責審尋期日の前日までに連絡しますので、代理人から裁判所に確認いただく必要はありません。